

## 鶴岡市農業委員会第28回西部農地部会議事録

日時 場所	令和2年3月11日(水) 午後1時30分 鶴岡市藤島庁舎 3階 大会議室
出席 東部 農業委員	1番 森 繁太                      2番 菅原 久継                      3番 佐藤 みほ 4番 齋藤 力                        5番 奥山 康光                      6番 渡部 長和 7番 前田 浩                        9番 石川 守                        10番 高橋 聡
出席 西部 農業委員	1番 五十嵐 覚                      2番 坂東 陽水                      3番 太田 裕徳 4番 土岐 善久                      5番 重松 美鈴                      6番 今野 喜好 7番 石塚 治己                      8番 木村 充                        9番 大池 典子 10番 鈴木 裕
遅参委員	なし
早退委員	東部5番 奥山 康光委員
欠席委員	東部8番 伊藤 由紀子委員
事務局	参事兼局長 齋藤 智博      主幹 佐藤 友志      局長補佐 池原 政志 主査 野口 みゆき      調整専門員 金内 かな      専門員 伊藤 豊 専門員 長瀬 かおり 羽黒分室主任 匹田 久雄      櫛引分室主事 上野 祥 朝日分室主事 佐藤 穂高      鶴岡分室調整専門員 佐藤 伸 温海分室調整専門員 齋藤 朋子
議事日程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 農業者年金の裁定請求について 7. 閉会
	開 会                      午後1:30
議長	本日、欠席届はありません。早退、遅参もありません。 定足数に達しておりますので、ただ今より第28回西部農地部会を開会いたします。 はじめに議事録署名委員を指名させていただきます。議事録署名委員は慣例により議長において指名したいと思いますがお異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議ないものと認め、1番 五十嵐 覚 委員、2番 坂東 陽水 委員を指名いたします。 次に会期の決定を行います。本部会の会期は本日一日限りとしたいと思います。これにご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)

議 長	<p>異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。  それでは報告事項に入ります。  報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について  報告第3号 農地の転用事実に関する照会について  報告第4号 許可を要しない農地の転用について  報告第5号 農地法第4条の規定による届出申請について  報告第6号 農地法第5条の規定による届出申請について  事務局の説明を求めます。</p>
	(説 明) 《報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について》
	(説 明) 《報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について》
	(説 明) 《報告第3号 農地の転用事実に関する照会について》
	(説 明) 《報告第4号 許可を要しない農地の転用について》
	(説 明) 《報告第5号 農地法第4条の規定による届出申請について》
	(説 明) 《報告第6号 農地法第5条の規定による届出申請について》
議 長	<p>報告事項ではありますが、質疑のある方は挙手をお願いします。5番 重松美鈴委員。</p>
5番委員	<p>5番重松です。P19 鶴1の案件ですが面積が9.94㎡ととても小さいのでその分だけ転用が漏れていたのか、実際にその面積なのか説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>農地部分は9.94㎡ですが農地以外の部分と合わせて建設をするということです。</p>
議 長	<p>東部7番 前田 浩 委員。</p>
東部7番委員	<p>東部7番 前田です。P2 鶴86の案件であっせん有とありますが、進行状況についてどうなっているか確認したいと思います。</p>
事 務 局	<p>鶴86の案件は2月の部会で田圃は中間管理機構に決まっていますが、畑はまだ決まらないので調整中です。</p>
議 長	<p>他にありませんか。</p>
	<p>( 発言者なし )</p>
議 長	<p>報告事項でありますので、これより議事にはいります。  議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>(説 明) 《議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について》</p>
議 長	<p>3条案件ですので、東部から各担当委員より現地調査の報告をお願いします。  10番 鈴木 裕 委員。</p>

10番委員	<p>10番鈴木です。3月6日、阿部推進委員、分室の佐藤調整専門員の3名で現地調査を行いました。3条案件4か所、5条案件4か所を調査しましたので報告をします。</p> <p>3条案件から鶴55はふだんから■■■さんが管理している農地で、■■■さんが高齢化のため譲渡とのことで妥当と思います。鶴56は他集落ではあるが親子間であり、きちんと耕作されており問題なしとします。鶴57は二人が兄弟でありきちんと耕作されているので問題なしとします。鶴58の借り人は旧市内の方ですが、以前より当地区で営農し加工販売しており問題ないものと報告します。</p>
議長	9番 大池典子 委員。
9番委員	9番大池です。鶴59の案件ですが3月4日午後2時より佐藤康弘推進委員と現地確認をしてきました。きれいに管理されていて問題ないことを報告します。
議長	2番 坂東陽水 委員。
2番委員	2番坂東です。鶴60の案件で現地確認してきました。農地としてしっかり管理されていました。以上です。
議長	<p>それでは審議に入ります。</p> <p>質疑のある方は挙手をお願いします。7番 石塚治己 委員。</p>
7番委員	7番石塚です。山形デザインアグリの子会社であります。田圃の経営にも乗り出している等は聞いてはおりますが、この地を借りるまでの経過の説明をお願いします。
議長	5番 重松美鈴 委員。
5番委員	5番重松です。石塚委員の質問に加えて同じく山形デザインアグリの子会社が山形デザインアグリとしてやるのか、シーズの研修田みたいな形で使うのか教えてください。
議長	2つの質問に対して事務局の説明をお願いします。
事務局	田圃を借りる経緯につきましては、この田圃を所有している■■■■■さんが山形デザインアグリの子会社をされていて、自分の農地をその会社に貸し付しています。シーズの実習田にするかどうかは聞いていないのでどなたか情報があればと思います。
議長	東部5番 奥山康光 委員。
東部5番委員	東部5番奥山です。私、■■■■■さんと知り合いで、話を伺ったらシーズとは全く関係ないとのことでした。
議長	ほかにないですか。
	( 発言者なし )
議長	<p>ないようですので質疑を終結して採決を行います。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について賛成委員の挙手を求めます。</p>
	( 全員賛成 )
議長	<p>全員賛成により議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、原案通り決しました。</p> <p>続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。</p>

事務局	(説明)《議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について》
議長	現地調査の報告をお願いします。10番鈴木 裕 委員。
10番委員	10番鈴木です。5条案件報告いたします。鶴17は四方住宅で囲まれているので全く問題ありません。鶴18は現在の資材置き場と隣接しており周囲との悪影響はなく問題がありません。鶴19、親子間の譲渡であり集落に隣接する地でもあるので問題ありません。 温2ですが、受人 JRE 鶴岡八森山は再生化エネルギー、太陽光、風力発電の開発会社でありまして、昨年9月西部農地部会で承認された土地の隣で管理用用地として借り受けするもので全く問題がないことを報告します。
議長	ありがとうございます。それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	( 発言者なし )
議長	質疑を終結し採決を行います。議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について賛成委員の挙手を求めます。
	( 全員賛成 )
議長	全員賛成により議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、原案通り決しました。 続きまして、議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定について事務局より説明を求めます。
事務局	(説明)《議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定について》
議長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。 8番 木村 充 委員。
8番委員	8番木村です。P29 鶴38の農業用施設で104㎡だと30坪で、337,000円だとこれを10a当りに換算して10分の1なので、年間37,000円で貸付けるということで理解してよいか。
事務局	その通りです。
	( 発言者なし )
議長	ないようですので質疑を終結し採決を行います。議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定について賛成委員の挙手を求めます。
	( 全員賛成 )
議長	全員賛成により議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定について原案通り決しました。 続きまして、議案第4号 農地中間管理事業に関する配分計画(案)について事務局の説明を求めます。
事務局	(説明)《議案第4号 農地中間管理事業に関する配分計画(案)について》
議長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。 4番 土岐善久 委員。

4 番委員	4 番土岐です。P58 機鶴 168 の案件は自分の案件ですので退室の許可を求めます。
議 長	土岐善久委員の退室を許可します。
	( 4 番 土岐 善久 委員 退席 )
議 長	それでは機鶴 168 の案件のみについて審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	( 発言者なし )
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。 機鶴 168 の案件のみについて賛成委員の挙手を求めます。
	( 全員賛成 )
議 長	全員賛成により機鶴 168 の案件のみについて原案通り決しました。 西部 4 番土岐善久委員の入室を許可します。
	( 4 番 土岐 善久 委員 着席 )
	ほかにありませんか。6 番今野喜好 委員。
6 番委員	6 番今野です。P61 鶴 15 耕作者変更は私の息子の案件なので退室の許可を求めます。
議 長	6 番今野喜好委員の退室を許可します。
	( 6 番 今野 喜好 委員 退席 )
議 長	それでは耕作者変更鶴 15 受人■■■のみについて審議に入ります。質疑のある方は挙手を求めます。
	( 発言者なし )
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。 鶴 15 耕作者変更のみについて賛成委員の挙手をお願いします。
	( 全員賛成 )
議 長	全員賛成により鶴 15 の案件のみについて原案通り決しました。 6 番今野喜好委員の入室を許可します。
	( 6 番 今野 喜好 委員 着席 )
議 長	ほかにありませんか。東部 2 番 菅原久継 委員。
東部 2 番委員	東部 2 番菅原です。P59 機温 18 の案件は自分に関係あるあつみ農地保全組合の案件 なので退室の許可を求めます。
議 長	東部 2 番菅原委員の退室を許可します。
	( 東部 2 番 菅原久継 委員 退席 )

議 長	それでは機温 18 の案件のみについて審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	( 発言者なし )
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。機温 18 の案件のみについて賛成委員の挙手を求めます。
	( 全員賛成 )
議 長	全員賛成により西部 P59 機温 18 の案件のみ原案通り決しました。 東部 2 番菅原委員の入室を許可します。
	( 2 番 菅原 久継 委員 着席 )
議 長	ほかに質疑のある方はいませんか。
	( 発言者なし )
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。 議案第 4 号 農地中間管理事業に関する配分計画 (案) について賛成委員の挙手を求めます。
	( 全員賛成 )
議 長	全員賛成により議案第 4 号 農地中間管理事業に関する配分計画 (案) について原案通り決しました。 続きまして西部案件議案第 5 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について事務局の説明を求めます。
事務局	(説 明) ≪議案第 5 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について≫
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。 工期が 9 か月位延びるということですが質疑ありませんか。
	( 発言者なし )
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。 議案第 5 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について賛成委員の挙手をお願いいたします。
	( 全員賛成 )
議 長	全員賛成により議案第 5 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について原案通り決しました。 これもちまして議案の審議はすべて終了しました。 続きまして、農業者年金の裁定請求について事務局の報告をお願いします。
事務局	≪農業者年金の裁定請求について≫
議 長	報告事項ではありますが、質疑のある方は挙手を願います。 年金加入の人数をお願いします。

事務局	鶴岡市全体で10名です。
議長	ほかにありませんか。
	( 発言者なし )
議長	ないようですので、これもちまして第28回西部農地部会を閉会します。
	閉 会 午後3:10
	<p>議長 _____ 鈴木 裕 _____</p> <p>議事録 署名委員 _____ 五十嵐 覚 _____</p> <p>議事録 署名委員 _____ 坂 東 陽 水 _____</p>